

京都市告示第 3 3 7号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市山科区大宅御供田町、大宅烏田町、大宅細田町、栂辻番所ケ口町、栂辻平田町、栂辻封シ川町、栂辻池尻町、栂辻東潰、栂辻西潰、勧修寺平田町の各一部

京都市南区西九条島町、西九条東島町、西九条東柳ノ内町、東九条上御霊町、東九条東御霊町、東九条東札辻町、東九条宇賀辺町、東九条柳下町、東九条南松ノ木町、東九条烏丸町、東九条南烏丸町、東九条明田町、東九条石田町、東九条河辺町、東九条松田町、東九条東山王町、東九条南山王町、東九条北烏丸町、東九条西山王町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)